

精神保健判定医・精神保健参与員候補者

～名簿登載手続きの手引き～

厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部　精神・障害保健課

目次

1	はじめに	3
2	精神保健審判員、精神保健参与員の職務について	4
3	行っていただく手続き	5
4	名簿登載の流れ	6
5	同意書の送付先・お問い合わせ先	7
6	別紙1： 精神保健審判員、鑑定医及び精神保健参与員の業務についての説明（最高裁判所による説明）	8
7	別紙2： 精神保健審判員及び精神保健参与員の任命等に関する Q & A（最高裁判所から受領した文書）	10

1 はじめに

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」といいます。）」は、平成15年7月10日、第156回通常国会において成立し、平成17年7月15日に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（医療観察法第1条第1項）ものです。

この医療観察法の下では、裁判官1名と一定の学識経験のある医師である精神保健審判員1名が合議体を形成（医療観察法第11条第1項）し、鑑定医による鑑定の結果や精神保健参与員の意見を参考にしながら、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に継続的かつ適切な医療を提供する必要の要否やその医療の内容について判断し、個々の対象者に対する最も適切な処遇を決定することとされております。

当方といったしましては、医療観察法に基づく審判制度の適切な運用、ひいては我が国の司法精神医学の発展のため、是非、精神保健福祉の現場で御活躍され、その向上・発展に日頃から御尽力いただいている皆様のお力添えをいただきたいと考えております。

本資料は、精神保健判定医または精神保健参与員候補者名簿に登載される皆様方に行つていただく手続について説明するとともに、参考のため、精神保健審判員、鑑定医及び精神保健参与員に関する業務について概説しております。

皆様方におかれましては、本資料をお読みの上、医療観察法の施行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、疑問点がございましたら、各地方厚生局に御質問いただければ幸いです。

令和7年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

2 精神保健審判員及び精神保健参与員の職務について

- 精神保健審判員とは

精神保健判定医（※）の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）の中から選任され、処遇事件ごとに精神保健審判員として任命された者をいいます。

精神保健審判員は、審判において裁判官とともに合議体を形成し、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき意見を述べる等して、対象者の処遇を決定する（医療観察法第6条第1項、第11条第1項、第13条第2項、第41条等）ことになります。

※ 精神保健判定医とは

精神保健判定医とは、精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師であり、厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、精神保健判定医名簿を最高裁判所に送付しなければならないこととされています（医療観察法第6条第2項）。

- 鑑定医とは

本資料においては、審判において裁判所から鑑定を命じられた精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有する医師をいいます。

鑑定医は、裁判所の命令により、審判手続において対象者の精神障害の有無、対象者への本制度に基づく医療の要否を鑑定することになります（医療観察法第37条等）。

処遇事件ごとに行われる各地方裁判所からの命令は、皆様の中で、鑑定医になることについて内諾いただいた方に対して行われることとなっています。

- 精神保健参与員とは

精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿の中から選任され、処遇事件ごとに精神保健参与員として指定された者をいいます。

厚生労働大臣は、毎年、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を地方裁判所に送付しなければならないこととされています（医療観察法第15条第2項。以下、この名簿を「精神保健参与員候補者名簿」という。）。

精神保健参与員は、審判において精神保健福祉の観点から必要な意見を述べるものとされています（医療観察法第36条）。

精神保健審判員等の業務などに関するさらに具体的な内容については、最高裁判所から別紙1のとおり説明を受けていますので、御参照下さい。

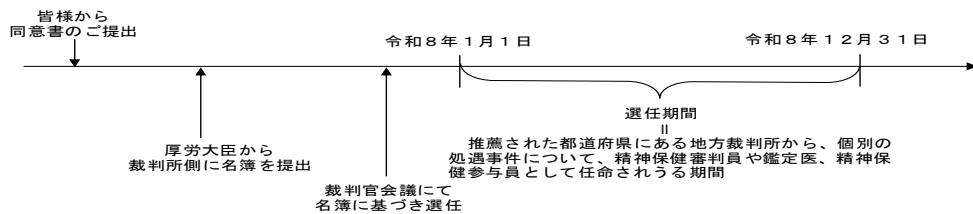
3 行っていただく手続

- ① 各地方厚生局から送付致しました「同意書」に必要事項を記載し、別途指定した日までに地方厚生局医事課あて御返送下さい。
- ② 新たに名簿に登載される方（前回の名簿登載から1年以上間があいている方含む。）は、住民票又は戸籍抄本等公的機関発行の書面（写しでも可）も併せてお送りいただきますようお願ひいたします。また、前年から氏名の変更があった方に関しても同様にお願ひいたします。
- ③ 新たに精神保健参与員候補者名簿に登載させていただく方で、同意書等の送付時点で現に精神保健福祉士として登録されている方におかれましては、上記に加え、精神保健福祉士の登録証の写し1部も同封して下さい。

お忙しいところ期限が短く、またお手数をおかけし大変申し訳ありませんが、情報の確認作業や裁判所における選任作業等の都合もありますので、何卒御協力をお願いいたします。

4 名簿登載の流れ

皆様から同意書等を御提出いただいた後の手続については以下のとおりです。



皆様から同意書等を御提出いただいた後、各地方厚生局医事課にて内容の確認等を行い、最終的に厚生労働省本省にて、精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿を作成します。なお、必要に応じ関係団体等に情報の照会を行う場合があります（例えば、精神保健福祉士の方について、（公財）社会福祉振興・試験センターに精神保健福祉士としての登録年月日等について照会を行う場合など）。

そして、厚生労働大臣は、医療観察法第6条第2項及び第15条第2項に基づき、精神保健判定医名簿を最高裁判所に、精神保健参与員候補者名簿を全国の各地方裁判所にそれぞれ送付します。送付後、最高裁判所や各地方裁判所は、名簿登載者に対して欠格事由の確認をしたり、それに係る戸籍抄本や住民票等の提出を求める連絡をすることがありますので、予めご承知ください。

その後、12月に行われる裁判官会議にて選任が行われます（医療観察法第6条第1項及び第15条第1項）。

選任期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日までであり、この期間中に処遇事件が発生し必要があれば、各地方裁判所から、精神保健審判員又は精神保健参与員として任命等する旨の連絡がありますので、その後は地方裁判所と連絡を取りながら業務を行っていただくことになります。なお、処遇事件の数等の関係から、各地方裁判所の判断により、選任期間中に任命等されない場合もあります。また、精神保健審判員については、精神保健判定医名簿が全国統一のものであるため、推薦された都道府県に所在する各地方裁判所だけでなく、隣県等の地方裁判所からも選任及び任命される可能性があります。

鑑定医については特に選任は行われませんが、処遇事件が発生し必要があれば、全国の各地方裁判所から依頼がありますので、その後は裁判所と連絡を取りながら業務を行っていただくことになります。なお、処遇事件の数等の関係から、各地方裁判所の判断により、選任期間中に依頼されない場合もあります。

精神保健審判員及び精神保健参与員の任命に関する具体的な内容については、最高裁判所から別紙2のとおり説明を受けていますので、御参照下さい。

5 同意書の送付先・お問い合わせ先

業務内容や手続等について御不明の点がある場合は下記の厚生局医事課にお問い合わせ下さい。

同意書を送付した日以降から来年の6月までに、氏名、勤務先、連絡先住所、電話番号等に変更が生じた方については、厚生局医事課及び各地方裁判所に御連絡いただきますようお願いいたします。（次年の名簿作成の際又は、精神保健審判員依頼の際に連絡が取れないため。）

◆**北海道厚生局医事課 医療観察係** 電話：011-709-2311

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階
(管轄) 北海道

◆**東北厚生局医事課** 電話：022-726-9263

〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F
(管轄) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

◆**関東信越厚生局医事課 医療観察係** 電話：048-740-0827

〒330-9713 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
(管轄) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

◆**東海北陸厚生局医事課 医療観察係** 電話：052-971-8836

〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階
(管轄) 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

◆**近畿厚生局医事課 医療観察係** 電話：06-6942-2492

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
(管轄) 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

◆**中国四国厚生局医事課 医療観察係** 電話：082-223-8204

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階
(管轄) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

◆**四国厚生支局健康福祉課 医療観察係** 電話：087-851-9566

〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー9階
(管轄) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

◆**九州厚生局医事課 医療観察係** 電話：092-472-2366

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2F
(管轄) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別紙1：精神保健審判員、鑑定医及び精神保健参与員の業務についての説明 (最高裁判所による説明)

<精神保健審判員>

- 精神保健審判員が具体的に行う職務の内容としては、事案の内容等に応じて様々なものがありうるが、典型的なものとしては、①（任命後間もない時期に）記録を検討し、裁判官と合議して鑑定命令等必要な裁判を行うこと、②鑑定書が提出された後、それを検討し、裁判官との間で必要な打合せ等を行うこと、③審判期日や（期日外の）証人尋問等に立ち会うこと、④（審理の終了後）最終的な決定の内容について裁判官と合議すること、⑤決定書を作成して記名押印すること、などが考えられる。
- 心神喪失者等医療観察法に係る審判手続には種々のものがあるが、法33条1項の申立てに係る審判手続については、審判期日の開催や鑑定が原則として必要的とされていることや、処遇の要否・種類のみならず対象行為の存否等についての審理が必要になる場合も多く想定されることなどから、事案の内容、難易度等によって幅もあるだろうが平均して合計6日程度の勤務が必要になるのではないかと思われる。
- これに対し、法33条1項の申立て以外の審判手続では、上記のような事情がないため、勤務日数は比較的少なくて足りると見込まれ、具体的には、平均して合計3日程度になるのではないかと思われる。
- 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当が支給される（法6条3項）。具体的な額は未定であるが、精神保健判定医に一定の経験、実績が求められていること等を考慮した上で、裁判所職員臨時措置法3号が準用する一般職の職員の給与に関する法律22条1項に基づき、丸1日勤務した場合に3万1000円程度とすることを上限に定められることになるものと思われる。このほかに国家公務員等の旅費に関する法律に定める旅費、日当及び宿泊料が支払われることになる。

<鑑定医>

- 鑑定医は、裁判所からの命令に基づき、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮しながら鑑定を行い、鑑定の結果に、医療観察法による入院による医療の必要性に関する意見を付すことを業務とする。
- 鑑定医の業務の具体的な内容については、個々具体的な処遇事件に応じ、鑑定医の判断によって必要な内容が決定されるものであり、拘束時間等について一概に回答できない。
- 鑑定医に対する手当については、刑事事件の被告人に対する責任能力鑑定の場合と同様に、鑑定1件に対する手当が、裁判所側から鑑定の完了ごとに支給される。

<精神保健参与員>

- 精神保健参与員が具体的に行う職務の内容としては、事案の内容等に応じて様々なものがありうるが、典型的なものとしては、①記録を検討の上、審判期日に出席すること、②（審理の終了後）最終的な決定の内容について裁判官及び精神保健審判員との評議に加わり処遇の要否及びその内容につき意見を述べること、などが考えられる。
- 法33条1項の申立てに係る審判手続については、審判期日の開催が原則として必要とされていることから、平均して合計4日程度の勤務が必要になるのではないかと想定される。
- これに対し、法33条1項の申立て以外の審判手続では、審判期日の開催が必要的とされていないこと等から、勤務日数は比較的少なくて足りると見込まれ、具体的には、平均して合計3日程度になるのではないかと思われる。
- 精神保健参与員には、別に法律で定めるところにより手当が支給される（法15条4項、6条3項）。精神保健審判員の場合と同様に、具体的な額は未定であるが、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者であること等を考慮した上で、裁判所職員臨時措置法3号が準用する一般職の職員の給与に関する法律22条1項に基づき、丸1日勤務をした場合に1万5000円程度とすることを上限に定められることになるものと思われる。このほかに国家公務員等の旅費に関する法律に定める旅費、日当及び宿泊料が支払われることになる。

※ 上記回答（手当に関する部分を除く。）は、法施行前の平成16年当時の最高裁判所による説明を転載したものであり、内容が変更になることもあります。（特に勤務日数については、当時の想定であり、現状を表しているとは限らないので御留意下さい。）

別紙2：精神保健審判員及び精神保健参与員の任命等に関するQ&A (最高裁判所から受領した文書)

精神保健審判員

Q 1

地方裁判所から精神保健審判員として任命したいという連絡があったのですが、2か月ほど海外出張する予定があるので断ることは可能でしょうか。

地方裁判所から精神保健審判員候補者として選任された方については、個別の処遇事件についての任命をできる限り受諾していただきたいと考えておりますが、業務等の関係でそれが困難な状況であるという事情があれば、地方裁判所においても、その点を考慮することになりますので、任命したい旨の連絡があった際に、地方裁判所の担当者とよく話し合って下さい。御質問のような場合には、受諾いただけなくともやむを得ないということになるのが通常ではないかと思われます。

なお、御質問にある海外出張のように受諾できない期間があらかじめはつきりしているケースでは、予定が決まった時点で候補者として選任されている地方裁判所の担当部署に連絡しておいていただければ、地方裁判所においても、その情報を任命の際の参考にさせていただきます。

Q 2

地方裁判所から精神保健審判員として任命したいという連絡があったのですが、医師としての業務が多忙なので断ることは可能でしょうか。

医師としての業務が多忙であるという事情がある場合でも、審判期日等についてある程度の調整は可能ですので、地方裁判所から精神保健審判員候補者として選任された方についてはできる限り都合をつけて任命を受諾していただきたいと考えています。

医師としての業務が多忙であるという事情があるような場合には、任命したい旨の連絡があった際に、地方裁判所の担当者とよく話し合って下さい。例えば、同じ病院に勤務する他の医師が長期間病院を不在にするため、どうしてもその間病院を離れることができないといった特段の事情がある場合には、受諾いただけなくともやむを得ないということになるのが通常ではないかと思われます。

Q 3

地方裁判所から精神保健審判員として任命されたのですが、医師としての業務もあるので、審判期日を決める際に都合は聞いてもらえるのでしょうか。

審判期日は裁判官が決めることとされていますが、その際には、精神保健審判員を始め、関係者の都合にも配慮することになりますので、日時に関する相談があつたときに、都合を伝えるようにして下さい。

Q 4

こちらの都合を伝えた上で指定された審判期日に、後から仕事の予定が入ってしまったのですが、審判期日を欠席することができますか。

審判期日には精神保健審判員が列席しなければならないこととされていますので、精神保健審判員が欠席したままで審判期日を開くことはできません。

そこで、御質問にあるような、後から仕事の予定が入ってしまった場合の取扱いですが、御都合をうかがった上で審判期日を指定し、それを前提として関係者が準備しているのですから、後から入った予定を優先させることは避けたいところです。

しかし、例えば、急病等どうしても出席できないような事情が発生した場合には、審判期日の変更を検討することになりますので、万が一、審判期日に出席できないような事情が発生したときには、まず裁判官又は担当書記官に相談して下さい。

Q 5

こちらの都合を伝えた上で設定された評議の日に、後から仕事の予定が入ってしまったのですが、評議を欠席することができますか。

評議については、審判期日のようにあらかじめ期日を指定する手続が定められているわけではありませんが、評議には裁判官及び精神保健審判員（精神保健参与員が関与する場合には精神保健参与員も）がそれぞれ準備した上で臨む必要がありますから、あらかじめ日を決めておくことが通常と考えられます。この場合にも、当然、精神保健審判員の都合は聞かれることになりますので、日時に関する相談があったときに、都合を伝えるようにして下さい。そして、その上で決められた評議の予定日に向けて関係者が準備をするわけですから、後から入った予定を優先させることは避けたいところです。

しかし、急病等、どうしても出席できない事情が発生する場合もあり得るところであり、その場合には、評議の予定日の変更がなされることは考えられます。いずれにしても、そのような場合には、裁判官又は担当書記官に相談して下さい。

精神保健参与員

Q 6

裁判所から精神保健参与員として指定したいという連絡があったのですが、2か月ほど海外出張する予定があるので断ることは可能でしょうか。

地方裁判所から精神保健参与員候補者として選任された方については、個別の処遇事件についての指定ができる限り受諾していただきたいと考えておりますが、業務等の関係でそれが困難であるという事情があれば、裁判所においても、その点を考慮することになりますので、指定したい旨の連絡があった際に、裁判所の担当書記官とよく話し合って下さい。御質問のような場合には、受諾いただけなくともやむを得ないということになるのが通常ではないかと思われます。

なお、御質問にある海外出張のように受諾できない期間があらかじめはつきりしているケースでは、予定が決まった時点で候補者として選任されている地方裁判所の担当部署に連絡しておいていただければ、裁判所においても、その情報を指定の際の参考にさせていただきます。

Q 7

裁判所から精神保健参与員として指定したいという連絡があったのですが、精神保健福祉士としての業務が多忙なので断ることは可能でしょうか。

精神保健福祉士としての業務が多忙であるという事情がある場合でも、審判期日

等についてはある程度の調整は可能ですので、地方裁判所から精神保健参与員候補者として選任された方についてはできる限り都合をつけて指定を受諾していただきたいと考えています。

精神保健福祉士としての業務が多忙であるという事情があるような場合には、指定したい旨の連絡があった際に、裁判所の担当書記官とよく話し合って下さい。例えば、同じ病院に勤務する他の精神保健福祉士が長期間病院を不在にするため、どうしてもその間病院を離れることができないといった特段の事情がある場合には、受諾いただけなくともやむを得ないということになるのが通常ではないかと思われます。

Q 8

裁判所から精神保健参与員として指定されたのですが、精神保健福祉士としての業務もあるので、審判期日を決める際に都合は聞いてもらえるのでしょうか。

審判期日に精神保健参与員の出席が求められるかどうかは、裁判所（すなわち裁判官と精神保健審判員の合議体）の判断によりますが、これが求められる場合には、当該精神保健参与員の都合も考慮することになりますので、日時に関する相談があったときに都合を伝えるようにして下さい。

Q 9

審判期日に出席を求められたので、こちらの都合を伝えた上で、審判期日が指定されました。しかし、その審判期日に後から仕事の予定が入ったのですが、欠席することができますか。

精神保健参与員は、必要に応じて審判期日に出席することになりますが、精神保健審判員とは異なり、その出席がなければ審判を開けないというわけではありません。しかし、裁判所が必要があるとして出席を求めたわけですから、ほとんどの場合、その出席がないまま審判期日を開くことについては、支障が生じるでしょう。

そこで、御質問にあるような後から仕事の予定が入ったような場合の取扱いですが、御都合をうかがった上で審判期日を指定し、それを前提として関係者が準備しているのですから、後から入った予定を優先させることは避けていただきたいところです。

しかし、例えば、急病等どうしても出席できないような事情が発生した場合には、審判期日の変更を検討することになりますので、万が一、審判期日に出席できないような事情が発生したときには、まず裁判官又は担当書記官に相談して下さい。

Q 10

こちらの都合を伝えた上で設定された評議の日に、後から仕事の予定が入ってしまったのですが、評議を欠席することができますか。

精神保健参与員には、必要に応じて、評議に出席して、処遇に関する意見を述べる役割が求められるわけですから、裁判所から求められた場合には精神保健参与員にも評議に出席していただく必要があります。その場合には、当然、精神保健参与員の都合も考慮して評議の予定日が決められることになりますので、日時に関する相談があったときに、都合を伝えるようにして下さい。そして、その上で決められた評議の予定日に向けて、関係者が準備をするわけですから、後から入った予定を

優先させることは避けていただきたいところです。

しかし、急病等、どうしても出席できない事情が発生する場合もあり得るところであり、その場合には、評議の予定日の変更等がなされることは考えられます。そのような場合には、裁判官又は担当書記官に相談して下さい。

以 上